

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
前払式証票の規制等に関する施行規則第4条	全国健康保険協会については、同規則第4条第1号としてではなく、第4号として規定する方法もあるのではないかとコメントが寄せられています。	同規則第4条に掲げる者については、同条が委任を受けている前払式証票の規制等に関する法律施行令第5条第2号に掲げる者の並び方に準じて並べることとしております。